

子どもと子育てにあたたかい地域社会に向けて

～ 世田谷区の児童相談所の設置に向けた取り組み ～

●現在、都内の児童相談所はすべて東京都が設置・運営していますが、平成28年の児童福祉法の改正により、世田谷区をはじめとする特別区は、独自に「区立」の児童相談所を設置できることとなりました。*1

世田谷区は、区民のみなさんの最も身近な自治体として、子どもと子育てにあたたかい地域社会の輪を一層広げるため、平成32年度からの児童相談所開設をめざしています。*2

*1 児童相談所への相談件数は増加を続けるとともに、複雑・困難なケースが増えるなど、都市部においては、きめ細かな対応が求められています。こうしたことから、児童相談所の設置を広げるため、希望する特別区は、児童相談所を設置できることとされました。

*2 現在、区内には、東京都が設置・運営する「世田谷児童相談所」(管轄:世田谷区と狛江市)があります。世田谷区では、平成32年4月以降、早期の「区立」の児童相談所の設置を目標としています(世田谷区を含め、都内22区が区立の児童相談所の設置をめざしています)。

世田谷区のめざす地域社会づくり

児童相談所・子ども家庭支援センター・地域が一体となり、子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みを一層充実させていきます。

地域の機関・関係者への支援

これまで東京都が行ってきた里親や児童養護施設、児童委員に関する事務、保育園などの施設の認可など、地域と密着した事務を、世田谷区が直接行うことにより、地域の機関・関係者への支援をより行き届いたものとします。*3



一貫した子ども・子育て支援

区の様々な福祉施策と、児童相談所の連携がより一層強化され、区が一貫して子どもと子育て家庭を応援する施策を行うことが可能となります。

世田谷区の子育て支援

世田谷版ネウボラ
子育て支援事業
子どもの貧困対策
...など

児童相談所

子どもに関する相談
児童虐待対策
里親制度 ...など

一貫した
施策へ

子どもを見守り、子育て家庭を応援する
あたたかい地域社会の輪を広げます



区が一貫して子どもと子育て家庭を応援する施策を行うことで、お父さんやお母さんの不安や悩みを受け止め、早期に子どもや家庭のSOSに気づき、支援につなげる地域社会の輪を一層広げていきます。

世田谷区は、児童相談所の設置とともに、子どもの生命と安全を確保するための緊急的な保護施設の確保や、様々な理由から家族と暮らせない子どもたちを養育する家庭(里親等)の支援と拡充に取り組んでいきます。



*3 東京都は、児童相談所の運営のほか、法令により児童相談所を設置する自治体が行うことが義務付けられた業務(里親や児童養護施設、児童委員に関する事務、保育園などの施設の認可など)を行っています。世田谷区が独自で児童相談所を設置した場合、区は児童相談所の運営のほか、東京都に代わり、これらの業務も行うこととなります。

世田谷区は「子ども・子育て応援都市」を宣言しています

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきています。子ども・子育て支援をより実りのあるものとしていくためには、地域の方々の絆をより強くしながら、地域住民の参加と協働によるまちづくりを進める必要があります。

区は、世田谷区基本計画の副題に掲げる「子どもが輝く参加と協働のまち せたがや」の実現に向け、今を生きる子どもの育ちを支え、子育てを応援するまちづくりを推進する基本姿勢について明確にして内外に発信するため、平成 27 年 3 月 3 日に「子ども・子育て応援都市」であることを宣言しました。

子ども・子育て応援都市宣言

子どもは、ひとりの人間としてかけがえのない存在です。

うれしいときには笑い、悲しいときには涙を流します。感情を素直にあらわすのは、子どもの成長のあかしです。子どもは、思いっきり遊び、失敗しながら学び、育ちます。子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。

子どもは、地域の宝です。

大人は、子どもをしっかり見守り、励まし、支えます。地域は、子育て家庭が楽しく子育てできるように応援します。子どもは、成長に応じて社会に参加し、自分のできごとと役割、みんなで支えあう大切さを学んでいきます。

子どもは、未来の希望です。今をきらめく宝です。

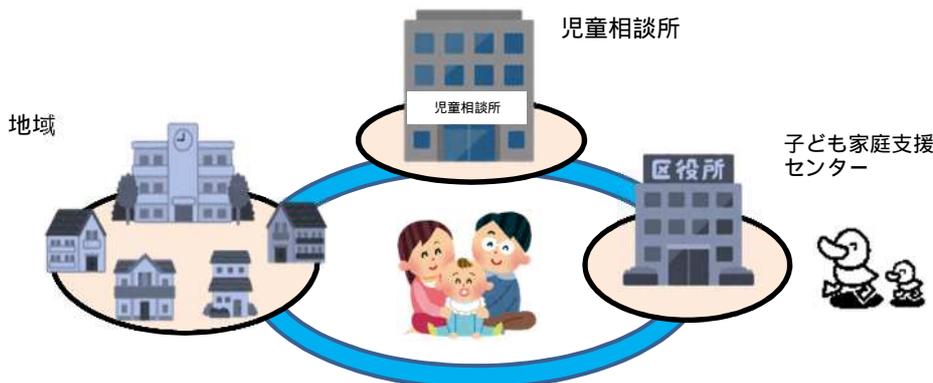
大人は、子どもにとっていちばんよいことを選び、のびのびと安心して育つ環境をつくりまします。

世田谷区は、区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会を築きます。ここに、「子ども・子育て応援都市」を宣言します。

平成 27 年 3 月 3 日

世田谷区

世田谷区はこうした基本姿勢のもと、区民のみなさんの最も身近な自治体として児童相談所を設置し、児童相談所・子ども家庭支援センター・地域が一体となり、子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みを一層充実させていきます。



児童相談所とは

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受けており、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談組織です。児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・サービスにあたります。

世田谷区の子どもの虐待に関する相談の状況

現在は、世田谷区の子ども家庭支援センター（世田谷・北沢・玉川・砧・烏山）を児童相談の一義的窓口とし、児童相談所（東京都）を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

世田谷区では、子ども家庭支援センターへの相談は年間で 2,471 件（平成 27 年度、新規・継続の合計）、児童相談所への相談は年間で 1,127 件（平成 27 年度）となっており、これらの相談のうち約半数を児童虐待に関する相談が占めています。